

学校において予防すべき感染症

学校は集団生活の場ですから、感染症の流行には常に注意しております。学校保健安全法によって定められ、出席停止等の処置をとるようになっている疾病は以下のとおりです。ご家庭においてもご承知おきください。

1. 学校における感染症の種類と出席停止の期間の基準

感 染 症 の 種 類		出 席 停 止 の 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 2 日を経過するまで （発症当日や解熱当日は含めない）
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)であるものに限る。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状 が軽快した後 1 日を経過するまで（発症 当日は含めない）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後 5 日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過 するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師が感染の おそれがないと認めるまで ※その他の感染症は、通常は認められま せんが、校内で大流行した場合にのみ、 第三種の感染症として措置をとることが あります。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	